

学校いじめ防止基本方針

泉佐野市立中央小学校

平成 26 年 4 月 1 日 策定

平成 30 年 1 月 31 日 一部改訂

平成 31 年 4 月 1 日 一部改訂

令和 2 年 1 月 15 日 第 2 版策定

第 1 章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。いじめは全ての子どもに起こりうる問題であり、全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に응じてことが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動のすべてにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、『『あんぜん（生命尊重）』『あいさつ（絆 尊重）』『あいてのきもち（人権尊重）』』、3つの④を大切にし、学校生活を送ることを重点的に指導している。自分の気持ちを大切にすること、それと同じくらい人の気持ちを大切にすることを取り組みとして進めている。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 10 条第 1 項）をいう。具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

- (1) 名称 「学校いじめ防止委員会」
- (2) 構成員 管理職・首席・生徒指導主任・各学年主任・養護教諭・当該学年・担任
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー
- (3) 役割
- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
 - イ いじめの未然防止
 - ウ いじめの早期発見、いじめ事案への対処
 - エ 教職員の資質向上のための校内研修
 - オ 年間計画の企画と実施
 - カ 年間計画進捗のチェック
 - キ 各取組の有効性の検証
 - ク 学校いじめ防止基本方針の見直し
 - ケ 緊急会議の開催及び情報共有・事案対応の検討

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり計画する

泉佐野市立中央小学校 いじめ年間防止計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 個人調査票によって把握された児童状況の集約 保幼小引き継ぎ	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 個人調査票・引継ぎデータによって把握された児童状況の集約 前担任との引き継ぎ	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 個人調査票・引継ぎデータによって把握された児童状況の集約 前担任との引き継ぎ	第1回生徒指導部会 (年間計画の確認、前年度問題行動調査結果を共有) (「学校いじめ防止基本方針」の再検討) 入学式で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明 SCの活用
5月	学級活動	学級活動	学級活動	第2回生徒指導部会 始業式・PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明
6月	学級活動(友達について) 生活アンケート 個人面談	学級活動(友達について) 生活アンケート 個人面談	学級活動(友達について) アセス・生活アンケート 個人面談	第3回生徒指導部会

7月	保護者懇談会 (家庭での様子の把握)	保護者懇談会 (家庭での様子の把握)	保護者懇談会 (家庭での様子の把握)	第4回生徒指導部会 アセス分析会 中学校区生徒指導研修
8月	平和登校	平和登校	平和登校	
9月	学級活動	学級活動	学級活動	第5回生徒指導部会
10月	体育参観	体育参観	体育参観	第6回生徒指導部会
11月	個人面談 生活アンケート	個人面談 生活アンケート	個人面談 アセス・生活アンケート	第7回生徒指導部会 教育講演会
12月	保護者懇談会 (家庭での様子の把握) 学級活動	保護者懇談会 (家庭での様子の把握) 学級活動	保護者懇談会 (家庭での様子の把握) 学級活動	第8回生徒指導部会 アセス分析会
1月	学級活動 学習発表会	学級活動 学習発表会	学級活動 学習発表会	第9回生徒指導部会
2月	縄跳び大会 生活アンケート	縄跳び大会 生活アンケート	縄跳び大会 アセス・生活アンケート	第10回生徒指導部会
3月	学級活動 (次の学年に向けて)	学級活動 (次の学年に向けて)	学級活動 (次の学年に向けて)	第11回生徒指導部会 おわかれ給食
泉佐野市立中央小学校 いじめ年間防止計画				
	4年	5年	6年	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 個人調査票・引継ぎデータ によって把握された児童 状況の集約 前担任との引き継ぎ	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 個人調査票・引継ぎデータ によって把握された児童 状況の集約 前担任との引き継ぎ	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 個人調査票・引継ぎデータ によって把握された児童 状況の集約 前担任との引き継ぎ	第1回生徒指導部会 (年間計画の確認、前年度 問題行動調査結果を共有) (「学校いじめ防止基本方 針」の再検討) 入学式で「学校いじめ防止 基本方針」の趣旨説明 SCの活用

5月	学級活動	学級活動	学級活動	第2回生徒指導部会 始業式・PTA 総会で「学校 いじめ防止基本方針」の趣 旨説明
6月	アセス・生活アンケート 個人面談	アセス・生活アンケート 個人面談	アセス・生活アンケート 個人面談	第3回生徒指導部会
7月	保護者懇談会 (家庭での様子把握)	保護者懇談会 (家庭での様子把握) 携帯スマホ安全教室	保護者懇談会 (家庭での様子把握) 携帯スマホ安全教室 非行防止教室	第4回生徒指導部会 中学校区生徒指導研修 アセス分析会
8月	平和登校	平和登校	平和登校	
9月	学級活動	学級活動 臨海学校	学級活動	第5回生徒指導部会
10月	体育参観	体育参観	体育参観	第6回生徒指導部会
11月	個人面談 アセス・生活アンケート	個人面談 アセス・生活アンケート	個人面談 アセス・生活アンケート 修学旅行	第7回生徒指導部会 教育講演会
12月	保護者懇談会 (家庭での様子の把握)	保護者懇談会 (家庭での様子の把握) 薬物乱用防止教室 非行防止教室	保護者懇談会 (家庭での様子の把握) 薬物乱用防止教室	第8回生徒指導部会 アセス分析会
1月	学級活動 学習発表会	学級活動 学習発表会	学級活動 学習発表会	第9回生徒指導部会
2月	縄跳び大会 アセス・生活アンケート	縄跳び大会 アセス・生活アンケート	縄跳び大会 アセス・生活アンケート	第10回生徒指導部会
3月	学級活動 (次の学年に向けて)	学級活動 (次の学年に向けて)	学級活動 (次の学年に向けて)	第11回生徒指導部会 おわかれ給食

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

学校いじめ防止委員会は、各年度終了時に検討会議を開催し、取組みが計画通りに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証を行う。また、学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検や、いじめ防止等の取組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

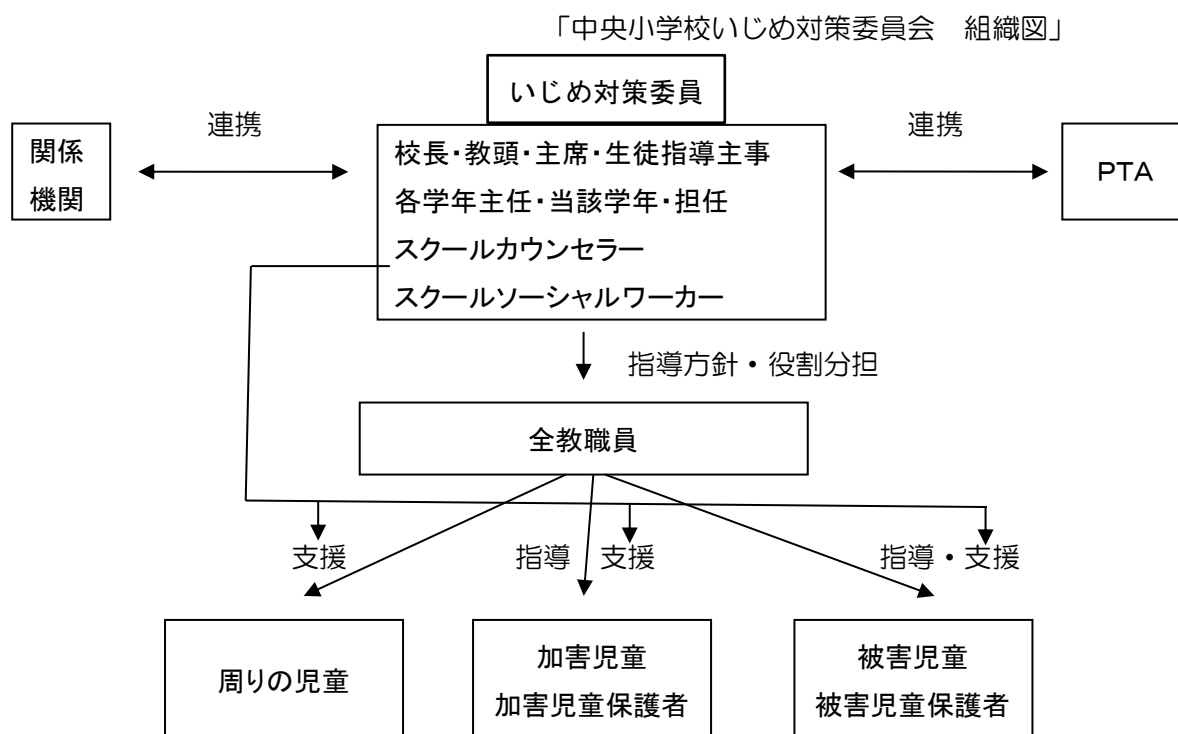
1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、教育活動全体を通じて、児童が、人と人との関わり合い通して、自らが人と関わる喜びや大切さに気づき、絆を深める中で、他人の役に立っている自己有用感や、自分には目標を成し遂げる力があるといった自己効力感を醸成していくことが重要である。

特に、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、いじめの防止に資する多様な取組みが体系的・計画的におこなわれるよう、具体的な指導内容のプログラム（学校いじめ防止プログラム）を作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

2 未然防止・即対応するための学校体制

『中央小学校 いじめ防止対策 学校体制 組織図』



３ 安心・安全に学校生活をおくるためなど、未然防止の考え方

（１） 子どもが発する小さなサインを見逃さない。

いじめは、いじめを受けている子どもに精神的な苦痛を感じさせ、その人格を否定し、自尊心をことごとく奪うとともに、身近な人にさえその思いをなかなか訴えにくい行為です。さらに大人の前で顕在化することは少なく、発覚しにくいものです。 また、発覚しても、被害を過小評価する傾向にあるので十分注意する。

（２） 「いじめは絶対に許さない」という強い決意のもと対応する。

いじめは、子ども同士が加害・被害の関係に固定されず、その立場が入れかわることがあります。直接の被害だけではなく、教職員、友達や保護者の対応によってさらに、子どもが傷つく場合があるので配慮が必要である。

いじめの解決には、学校全体で共通認識を持って、取り組むことが大切である。

（３） 子どものエンパワメントの視点を大切にする。

集団の中でおこるいじめは、はやしたてる、見て見ぬふりをする「傍観者」の存在があります。学校では加害の子どもと被害者の子どもだけの指導だけではなく、周りの子どものエンパワメント（個人が自分自身の力で問題や課題を解決していくことができる社会的技術や能力を獲得すること）の視点を大切にして、自分たちの力で解決する力の育成や、学年、学級単位での人間関係の修復に努める指導が大切である。

【「いじめ防止指針」大阪府教育委員会 H18. 3参照】

２ いじめの防止のための措置

（１） 平素からいじめについての共通認識を図るため、教職員に対しては、研修をはじめ職員会議等で事例を上げて説明を行う。児童に対しては、学校生活全体の中で、自分自身を大切にする指導、人の気持ちを考え、人を大切にする態度を育成するよう指導を行う。

（２） いじめに向かわない態度・能力を育成するためには、自分を大切にし、また人を大切にする態度を養うことが必要である。そのためには、道徳、学級活動、総合的な時間等で、自分自身の言葉で、気持ちや考えを伝えるコミュニケーション力の育成を図る。授業形態として、グループでの学習を積極的に行ことや、暗唱教育の充実に努める。

（３） いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、競争意識ではなくみんなで取り組み作り上げ、達成させることを前提として、子ども達を指導する。また、子ども達に結果だけを求めたり、力による指導ではなく、子どもを一人の人間として対応する教育が基本である。

分かりやすい授業づくりを進めるために、日々の授業を大切にすることである。日々の授業を大切にする基本は、教材研究である。その為にも、私たち教員は、普段の研修や教員間のコミュニケーションを大切にしなければならない。

児童一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるためには、集団の目標をはっきりとさせ、その目標を達成するためには、個人が何をしなければならないかを考えさせ、活動させなければならない。一人ひとりに責任を持たせて取り組むことが必要である。

ストレスに適切に対処できる力を育むためには、ストレスに対する対処方法を指導することである。この指導方法等の取得には、教職員の研修が重要である。また、ストレスを感じる人間関係とは違った関係、居場所を見つけることも大切である。

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うためには、日々の教職員間の関係・コミュニケーションが大切である。日々、同じ現場で勤務している同僚の一言が大切である。また、管理職等による、指導・助言が必要不可欠である。

（４）自己有用感や自己肯定感を育む取り組みとしては、子どもが主となって取り組む行事や学級活動を取り入れ、達成感が伴う指導を行う。

（５）児童が自らいじめについて学び、取り組む方法としては、児童会や学年・学級代表が中心となって取り組む必要がある。教職員からの一方通行的な指導・支援だけでは、いじめは無くならない。子ども達自身の正義感や人間性が、いじめに対する一番の対応策である。子ども達のエンパワメントを高める為の取り組みが必要である。

第３章 早期発見

１ 基本的な考え方

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われる。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめの定義に照らし合わせ、積極的に認知する。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気付く深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

【「いじめ防止指針」大阪府教育委員会 H18.3参照】

２. いじめの早期発見のための措置

（１）実態把握の方法としては、定期的なアンケートを年２回行う。

このアンケート実施直後に教育相談を行い、いじめがあれば早期に対応する。情報については、学年・生徒指導主任が集約し、その後の状況も確認し、解決したかどうか確かめる。

日常、担任をはじめ教職員全員が複数の目で、子どもの変化を観察し、気になる子どもの情報交換を行う。これには、教職員の日々の危機管理意識の高さが必要である。

（２）保護者と連携して児童を見守るためには、保護者からの情報提供がもっとも重要だと考える。保護者は、常に１対１で子どもと接しており子どもの変化にいち早く気づくものである。その為には、教職員は、日頃から児童の学校での様子（良いところも気になるところも）を保護者と共有することが必要である。

（３）児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制としては、学校の窓口を周知することから始まる。日頃より学校の様子や情報を、学校通信、学年通信、PTA新聞等での発信が必要である。抵抗なく相談できる体制は、日頃の教職員のいじめに対する言動や取り組みが最も重要だと考える。

（４）PTA研修・総会、入学説明会等で、相談体制を広く周知する。また、学校通信、ホームページ等でも、文字媒体として周知する。学校協議会、PTA学級委員会、役員会、懇談会等で情報を集め、教育相談委員会により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

（５）教育相談等で得た個人情報については、いっさい学校外に持ち出さないで、対外的な取扱については常に管理職の責任において行う。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめが確認された場合、いじめを受けた児童及びいじめを知らせてきた児童の安全確保が最優先である。そして、いじめを行ったとされる児童に対して事情を確認し、適切な指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。近年の事象を見ると、いじめを行った児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめを行った児童が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた児童は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な児童や保護者への対応については、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」（大阪府教育委員会）、（別添）「レベルに応じた問題行動への対応チャート」（市教委）を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けた時の対応

（１）いじめの疑いがある場合、ささやかな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童は保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴する。

その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するように配慮する。

（２）教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には一人で抱え込まず、いじめの防止等の対策のための組織（学校いじめ防止委員会）に速やかに報告をし、情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

（３）事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が市教委に報告し、相談する。

（４）被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により丁寧に行う。

（５）いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害を生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

（１）いじめを行った児童の別室指導や出席停止などにより、いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保することなども視野に入れ、いじめを受けた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめを受けた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、学校いじめ防止委員会が中心となって対応する。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

（１）速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

（２）事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

（３）いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

５ いじめが起きた集団への働きかけ

（１）いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの今日完成を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」としていた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

（２）いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。すべての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理科史、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景が課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携する。

体育祭や文化祭、校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

【いじめ対応プログラムⅠ「大阪府教育委員会」１６～１９ページ３６，３７ページ参照】

６ ネット上のいじめへの対応

（１）ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、学校いじめ防止委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

（２）書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

(3) また、情報モラル教育を進めるため、各教科・領域において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

第5章 いじめ「解消」について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、すくなくとも2つの要件が満たされている必要がある。ただし、要件が満たされている場合でも、必要に応じ他の事情も勘案して判断する。

(1) いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間(3か月を目安)継続していること。教職員は、相当の期間は経過するまでは、被害者・加害者の様子を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

(2) 被害者児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

第6章 緊急・重篤な事案への対応について

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合「以下「重大事態」という」は、以下の対応を行う。また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と安易に判断せず、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

【重大事態の意味】

○生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

(例) いじめを受けた児童が

- ・自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○いじめにより相当の期間、学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合は、日数だけでなく、子どもたちの家庭での状況等、個々のケースを十分に把握する必要がある。

【重大事態の報告と対応】

○重大事態が発生した場合は、校長は直ちに市教委に報告し、市教委は、速やかに市長に事態発生について報告を行う。

【調査の主体と組織】

○市教委は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断する。

①学校が主体となって調査を行う場合

学校に常設している「学校いじめ防止委員会」が調査を行う。市教委は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。

②市教委が主体となって行う場合

学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合には、市教委が調査を行う。

その場合には、「泉佐野市いじめ防止対策審議会」が調査にあたる。

【調査結果の報告及び提供】

○調査結果は、速やかに報告を行う。学校が主体となって調査を実施した場合は、市教委を通じて市長に報告する。また、市教委が主体となった場合も、市教委が市長に報告する。学校又は市教委は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について説明する。

第7章 泉佐野市重大事態における対処指針

○重大事態が発生した場合は、以下に従い報告・調査を進める。

・『いじめ重大事態 対処指針』は、以下 URL をクリックし、『泉佐野市いじめ防止基本方針』を参照ください。

URL

<http://www.city.izumisano.lg.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/61/ijimebousikihonnhousinn.pdf>

・『生徒指導報告書（いじめ用）【様式1】・【様式2】』

URL

<http://www.city.izumisano.lg.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/61/seitosidouhoukokusyo1.pdf>